

城東南部保健相談所 栄養士（会計年度任用職員）の募集について

江東区健康部（保健所）城東南部保健相談所では、会計年度任用職員を次のとおり

募集します。

募集人数	栄養士（江東区会計年度任用職員 ※地方公務員法の適用あり）１名
勤務場所	江東区健康部(保健所)城東南部保健相談所(江東区南砂４－３－１０)
職務内容	１ 乳幼児栄養相談 ２ 病態別栄養相談 ３ 統計ほか事務処理
応募資格 (求められる能力)	１． 管理栄養士の資格を有する者 ２． パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、業務を遂行できる方 ３． 健康状態が良好であり、服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる方 ４． 上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる方 ５． 職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方（退職後も同様とする。）
任 期	令和７年７月１日から 令和８年３月３１日まで ※ 原則として、採用後勤務日数が１５日に達するまでは、条件付採用期間となります。
勤務日数	原則週４日（土・日・祝日・年末年始を除く）
勤務時間	９時００分から１６時００分の中で実働６時間 （ただし、事業の開始時間により前後することがある） ※所定勤務時間を超える勤務：なし
休 暇	（有給）年次有給休暇 慶弔休暇 妊娠出産休暇 （無給）母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間等

報酬	時給 2,001円（令和7年4月現在） ※ 上記のほか、通勤手当相当額（上限55,000円/月）の支給があります。 ※ 特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。 期末勤勉手当 基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。
加入保険	健康保険（東京都職員共済組合 短期給付事業・福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険
応募方法	会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）に必要事項を記入の上、管理栄養士の資格が確認できるものの写しとともに、令和7年6月6日17時までに郵送（必着）または城東南部保健相談所に直接持参。 なお、応募書類については、返却いたしません。
選考	選考日：後日連絡 選考場所：城東南部保健相談所（江東区南砂4-3-10） 選考方法：個別面接方式
注意事項	地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
申込み・問い合わせ先	〒136-0072 江東区南砂4-3-10 城東南部保健相談所管理係 穴倉 電話番号 03-5606-5001